## 「第7期松江市障がい福祉計画及び第3期松江市障がい児福祉計画(案)」に関するパブリックコメントにいただいた意見及び市の考え方について

	計画の関連箇所	意見、指摘、質問など	対応等 (計画の修正有無に限らず記載)
1	全般	ましても、なにか?一つ不足している感があります。と、申しますのは、実際の障がい者の心の理解に何か欠けているように感じます。計画の内容は、すべてありがたい企画であることはたしかですが?私が20数年来、視覚障がい者の皆様とのお付き合いの中で、何事も障がい者の立場からの一方的な要望だけでは平等な社会とは言えないと思う点が多々あるようです。この松江市の企画に対しては、その組織の中には、元あるいは、現在に於も社会的に地位の肩書を	<ul> <li>○「共生社会」の実現に向け、障がい理解に向けた意識や風土づくりに取り組んでいますが、一方、障がいのある人も必要な支援を受けながら、できることに取り組む意識も重要と考えています。障がいにおける「共生社会」ではこの両方が必要と考えておりますので、この点も含めて、障がい理解の出前講座等で伝えていきたいと考えています。</li> <li>○また市では、障がい分野だけではなく、国籍、年代、性別、性自認など、様々な視点で個人の尊厳が守られ、互いを尊重して暮らす「共生社会」を重要なテーマとしています。ご指摘のように、障がいだけに限らず、広い範囲でともに暮らしていくまちづくりを、今後とも行ってまいります。</li> <li>○なお、市民の各皆さんからは様々のご立場でご意見いただいておりますが、いずれのご意見についてもありがたく参考にさせ</li> </ul>
2	第1編Ⅱ-2 (28ページ)	【意見】 ○松江市内において、盲ろう者の指点字ができる同行援護者が少なく、同行援護者を増やしていただきたい。 ○指点字ができる同行援護者を増やす為にも研修会に力を入れていただきたい。	○「同行援護」への従事については、原則的に「同行援護従事者養成研修」の受講が必要ですが、当該研修には指点字などの通訳技術が含まれていない現状があります。  ○一方、市と島根県で共同実施する「盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー養成講座」では、指点字などのコミュニケーション方法や通訳技術がカリキュラムに取り入れてあるので、同行援護等事業者に対し、当該講座の受講を促していきたいと考えています。 ○なお、障がい福祉サービス以外で、市では島根県と共同で「盲ろう者通訳・介助員派遣事業」を行っています。この制度では島根県に利用登録を行うことで、盲ろう者通訳・介助員の派遣を受け、指点字などの意思疎通支援や移動介助を受けることができますので申し添えます。  ※同行援護:障がい福祉サービスの「同行援護」は、視覚障がいのある方向けに、①移動時や外出先において代筆代読を含む必要な視覚的情報の支援、②移動時や外出先での必要な移動の援護、③排泄・食事等の介護などの援助を行うサービスです。
3	第3編III-1(2) (44ページ)	高齢化が進み、これまで家族が生活を支えていた障がい者の居住の場が喫緊の課題となっています。 特に重度障がい者が安心して暮らせるグループホームの数が足りない状況です。加えて重いてんかん発作がある人は常時の見守りが必要なため、生活の場としてグループホームを選びたくても入居	○該当の部分を次のとおり修正します。(計画書 44ページ) 「多様な利用ニーズに応じるため、事業所の定員増や事業所の増加が必要な状況です。特に、医療的ケアが必要な方や、強度行動障がい、重いてんかんなど、重度の障がいがある方が安心して暮らせる居住の場の整備が課題となっています。」
4	第 2 編 III - (3) ⑧ (54 ^ ゚-ジ)	【息兄】 ○物価が高騰し日常生活用具や補装具の定価が上がり困っている。物価の高騰に合わせた価格で負	○日常生活用具や補装具の購入費助成は、原則、自己負担額が各基準額の1割以内となるよう実施していますが、実勢価格のうち基準額を超える額は自己負担としています。 ○補装具については、厚生労働省において令和6年4月に基準額の改定が予定されており、日常生活用具も含め、他市の状況等を参考にしながら適正な基準額の設定について検討してまいりたいと考えます。

## 【参考】パブリックコメント募集の対象外となる「第3次障がい者基本計画」へのご意見を下記のとおりいただきましたが、併せて市の対応等を記載します。

		へのと思える「記のとのうりいたたとめのたが、所とて中のが心守を記載のよう。 対応等
計画の関連箇所	意見、指摘、質問など	(計画の修正有無に限らず記載)
(30 <sup>^*</sup> -ジ) ※基本計画 <b>への</b> ご意見	ンティア活動が広く定着するように、ボランティアセンターとの連携のもとに、地域活動組織や企業等 に対し活動への参加を呼びかけます。	ご意見ありがとうございます。 ○公民館からの情報発信は、毎月発行される公民館だよりと、公民館ごとに設けているホームページが主なものでございます。 それぞれの公民館は限られた人数で運営を行っており、住民一人ひとりが抱える困難によって情報にアクセスする難易度が変わってくる人々への対応は十分にはできていないところもございます。 いただいたご意見を踏まえ、どのような形での情報提供ができるのか、今後検討してまいりたいと思います。 ○公民館においては、障がいの有無に関わらず地域の皆さんが交流する事業が実施されていおります。また人権をテーマとした研修等も実施しており、様々な事業を通じて、障がい理解を深める取り組みを進めてまいります。
のご意見 第 2 編 II - (3) (32ペ-ジ)	(3)緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備 (意見された方による基本計画の本文抜粋) 情報提供に同意した障がいのある人を支援する体制づくりを進めるため、要配慮者支援推進事業を推進します。また、避難情報などについては、合理的配慮に基づく情報提供に努めるものとし、障がいのある人も参加する形での防災訓練の実施、防災メールへの登録勧奨等により、平時から災害に対する意識の備えを進めます。併せて、障がいのある人が避難所を利用する場合には、適切な配慮を行えるようにしていく必要があり、体制づくりを進めます。 【意見】  ○松江市には視覚障がい者のかたが565人おられると聞く。公民館便りには防災訓練の日程や地域の行事、文芸や陶芸・蕎麦打ち体験等などの情報が載っている。視覚障がい者は情報を獲ておられない方もいる。公民館便りなど紙の媒体を読むことのできない人もいる。公民館便りをメールで配信するなど地域の公民館からその方が必要とする媒体や家庭訪問などで情報提供してほしい。	
のご意見 第 2 編 II - (2)② (30ペ-ジ)	がいのある人の参加と交流を進めます。また、障がい者の自立と円滑な社会参加の手助けとしてのボーランティア活動が広く定着するように、ボランティアセンターとの連携のもとに、地域活動組織や企業	○「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。 ○各公民館区で、地元が主催し松江市防災部と協同で実施される防災訓練については、障がいのある人を含めた地域住民のみなさまが訓練に参加できるように、多様な手段を利用して周知が行われるよう今まで以上に主催者へ働きかけます。
<b>のご意見</b> 第 2 編 II - (3) (32 <sup>^°</sup> -ジ)	(3)緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備 (本文抜粋は項目5と同じであり 略) 【意見】 ○防災訓練に要支援者を巻き込んでいただきたい。避難訓練で、地域の方がお手伝い(手引)や (車椅子の押し方や意思疎通)、(ホワイトボード)で会話などしながら避難所へ向かう事は障が い者の社会参加につながると考える。また、地域の方が合理的配慮を学ぶ研修にもなる。	

	計画の関連箇所	意見、指摘、質問など	対応等 (計画の修正有無に限らず記載)
7	<ul><li>※基本計画へ</li><li>のご意見</li><li>第 2 編 II - (1)</li><li>(29ページ)</li></ul>	(1)人権尊重の推進 (意見された方による基本計画の本文抜粋) 松江市障がい者差別解消条例に基づき、社会的障壁の除去や障がいに対する市民相互の理解を深めて、差別解消の取り組みを進めます。 【意見】 〇 松江市には6頭の盲導犬が活躍している。市民には補助犬の理解がまだまだ少ない。受入れ拒否なども理解が少ないためにおきるので、力を入れて啓発やPRに努めていただきたい。	○身体障害者補助犬法により、公共の場、交通機関、不特定多数の人が利用する民間施設等での補助犬の同伴が認められている
8	<ul><li>※基本計画へのご意見</li><li>第 2 編    - (1)</li><li>(29ペ-シ゚)</li></ul>	(1)人権尊重の推進 (本文抜粋は項目7と同じであり略) 【意見】 ○ 緊急災害時に災害時避難所の職員や市民が知識が無いと、補助犬避難所で受入れ拒否が起き る。松江市に配られる防災マップやハザードマップなど、避難所運営マニュアルなどにも避難所に 補助犬が入れる事を記載し、市民の方へ周知していただきたい。(全国の市区町村でも記載されて いる地域が増えてきています。)	
9	<ul><li>※基本計画へ</li><li>のご意見</li><li>第 2 編 II - (3)</li><li>(32<sup>へ*</sup> -ジ*)</li></ul>	【息見】 ○「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を重視しそれぞれの当事者が必要としている媒体で情報提供していただきたい。それぞれが必要としている媒体などのアンケート調査が必要。	○障がいのある人を含めた市民のみなさまへの災害時の情報発信については、「松江市防災メール」を含めた多様な手段を用いて行うことが重要であり、松江市地域防災計画においても、災害時及び災害が発生するおそれがある場合には、障がいのある人等に配慮した広報に努めることとしております。松江市地域防災計画では今年度の修正で、「要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める」という内容を計画に追記することとしております。 ○また、令和5年度には「松江市まちづくりのための市民アンケート」で「災害時の緊急情報の配信で有効だと思う手段について」アンケートを実施しました。引き続き現状とニーズを把握し、市民が必要とされている手段で情報配信することを検討します。
10	<ul><li>※基本計画へのご意見</li><li>第2編Ⅱ-(3)</li><li>(32ペ-シ゚)</li></ul>	(3)緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備 (本文抜粋は項目5と同じであり 略) 【意見】 ○自分の命は自分で守る為にも災害が起きる前から住んでいる地域の環境を把握しておかないといけない。視覚障がい者の防災意識を高めてほしい。 解りやすいハザードマップや立体触地図などの研究も必要に思う。	○「松江市地域防災計画」では、関係機関が、身体障がいのある人を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。 ○各公民館区で、地元が主催し松江市防災部と協同で実施される防災訓練については、障がいのある人を含めた地域住民のみなさまが訓練に参加できるように、多様な手段を利用して周知が行われるよう今まで以上に主催者へ働きかけます。 ○国土交通省では誰もがハザードマップを理解し、避難に活用できるようにするため「ハザードマップのユニバーサルデザイン化」の取組を進めています。松江市におきましても、視覚障がいのある人にも「わかる・伝わる」ハザードマップ研究を図ってまいります。
11	<ul><li>※基本計画へのご意見</li><li>第 2 編    - (3)</li><li>(32ページ・)</li></ul>	(3)緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備 (本文抜粋は項目5と同じであり 略) 【意見】 ○「障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」は情報の提供にも大切な事で、テレビで音がでて流れるテロップの音声化やテレビ広報も開設放送(副音声)など、地元の放送局などにも採用を進めていただきたい。 ○視覚障がい者はテレビ画面のテロップを見る事ができない。緊急災害時どこで地震がおきたのかわからない。原子力災害などもテロップでは解らない。	Twitter)、CATV、松江市ホームページ、おしらせ君(山陰ケーブルビジョン)等
12	<ul><li>※基本計画へ</li><li>のご意見</li><li>第 2 編 II -3- (1)</li><li>① (32<sup>^2</sup> -ŷ²)</li></ul>	(1)保育・教育・療育の充実 ①共に過ごす機会の保障 【意見】 ○盲学校が主となり教育に必用な図書の整備、デジタル図書やデジタル絵本、拡大図書など、手で触って読む絵本や点図の図書などの整備にも力を入れ、市内の小学校に通う視覚障がい児教育に力を入れて欲しい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 ○現在、松江市には弱視特別支援学級が4学級あり、そのうち必要な2学級に拡大読書器(メゾフォーカス)を備品として整備しています。そして、盲学校のセンター的機能を利用し、各校に巡回相談に出かけてもらっています。 ○また、市内の通常の学級にも視覚障がいのある児童生徒が数名在籍しておりますので、合理的配慮の提供ができるよう、環境を整備して参りたいと思います。  ※弱視特別支援学級 個々の視覚障がいの状態に基づく学習上の困難を取り除くための環境を整え、社会自立への基盤を培う教育を行います。